

令和7年度 第2回 新潟市福祉有償運送運営協議会（会議概要）

日時：令和7年11月17日（月）午前10時～午前11時

場所：新潟市役所 6階 第1委員会室

傍聴者数：なし

《出席委員》

【学識経験者】

敬和学園大学人文学部 教授	趙 晤 衍	委員(会長)
---------------	-------	--------

【NPO 法人等の代表】

認定特定非営利活動法人 新潟 NPO 協会 理事	富澤 佳恵	委員
--------------------------	-------	----

【利用者の代表】

福祉有償運送利用者	荒井 麻子	委員
-----------	-------	----

【福祉有償運送事業の運送主体の代表】

一般社団法人 EARU パートナーズ	山崎 今日子	委員
--------------------	--------	----

【公共交通機関の代表】

一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会 専務理事	佐々木 紀彦	委員
----------------------------	--------	----

【公共交通運転手の代表】

全新潟タクシー労働組合 執行委員長	高橋 正行	委員
-------------------	-------	----

【関係行政機関職員】

新潟運輸支局 首席運輸企画専門官	渡邊 徳之	委員
------------------	-------	----

【新潟市職員】

新潟市福祉部福祉監査課	野坂 真紀	委員
-------------	-------	----

1 開 会

2 議 事 新潟市福祉有償運送運営協議会への協議

(1) 旅客の範囲の拡大登録について

・特定非営利活動法人 こころ楽楽

＜事務局から「協議 1」「協議 1（参考）」「差替 協議 1（追加資料）」により説明＞

【質疑応答の概要】

- (佐々木委員) 運送の範囲を逸脱したのはなぜか。
- (事務局) 変更事項がある際の手続きに関して一覧にまとめた書類を作成しており、事業所には新規登録の際に送っているが、周知する機会が不足していた。今後はその機会を増やしていきたい。
- (佐々木委員) 本来であれば、受益者となる事業所の勉強が抜けていたと理解できるのではないか。事務局からの説明も大事だが、制度に沿って活動している以上は、各々で要綱等を読むべきだと思う。
- (会長) 障がいの種別があいまいなところもあり、現場から区別が難しいとの声もある。今後改めて、既存の団体にも振り返ってもらいたい。また、新規の団体とも確認する作業をお願いできればと思う。
- (荒井委員) 報告 1 には延利用会員数の記載があるが、協議 1 追加資料の運送実績等のところで、延利用会員数は前年度の統計データなしとあるのはなぜか。
- (事務局) 報告 1 の実績は令和 7 年 4 月から 9 月までを集計したもの。延利用会員数の統計を開始したのが令和 7 年 4 月からだったが、協議 1 追加資料の運送実績は令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月まで記録したものであるため、この時点ではまだ延利用会員数の集計を取っていなかったということで、前年度の統計データなしと記載している。
- (佐々木委員) 統計データを取ることを新規で登録されたときに指導をしているか。
- (事務局) 延利用会員数の統計データを取るようになったのが、令和 7 年の 4 月からだったため、その前の 3 月に事業所宛てに周知している。

（事務局） 昨年の２回目の協議会で、延利用会員数の数字を見えるようにしようという話になったため、令和７年度分の数字はあっても、前年度分は数字の積み上げがなかった。そのほかの項目はずっと統計を取っているものなので数字として出ている。

（会長） 今後、データの集計方法が変わったときには、注釈を入れると理解しやすくなると思う。

質疑応答（意見）を経て、旅客の範囲を拡大することについて、協議会の協議が調ったものとするに全員異議なし。

・一般社団法人 おでかけ

＜事務局から「協議２」「協議２（参考）」「協議２（追加資料）」により説明＞

質疑応答はなく、旅客の範囲を拡大することについて、協議会の協議が調ったものとするに全員異議なし。

（２）更新登録について

・一般社団法人 おでかけ

＜事務局から「協議３」「協議３（参考）」により説明＞

質疑応答はなく、福祉有償運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価、運送の形態等について、また旅客から収受する対価の変更について、協議会の協議が調ったものとするに全員異議なし。

・一般社団法人 E A R U パートナース

＜事務局から「協議４」「協議４（参考）」により説明＞

【質疑応答の概要】

（佐々木委員） 事故が起こったときの速報体制や処理体制はどうなっているか。

- (事務局) 運営指針の8・9ページ目に事故に関する対応について記載がある。こちらに沿った体制で対応いただいている。
- (佐々木委員) 事故に対する措置やドライバーに対する指導はどうしているのか。
- (EARUパートナーズ) 搭乗していたご利用者様については速やかに対応をし、ドライバーへの対応については、職員全体に事例の共有を行った。それに伴い、道路交通法の確認・職員の心構えの啓発を実施しているほか、該当ドライバーには、オンラインでできる安全運転検査を実施した。今後については、OD式安全性テストを定期的に受けることにより安全運転に対する啓発を図りたいと考えているが、他にいいものがないか伺いたい。
- (渡邊委員) 新聞に載っている事故情報や国土交通省から発信している事故情報等を参考にしてもらいたい。
- 別件だが、管轄内で酒気帯び運転が発生しているため、アルコール検知器が常時適切に使用可能か確認と、点呼の実施を必ずお願いしたい。
- (高橋委員) 事故の内容によるのだと思う。日頃から指導・点呼をしっかり行っていたかどうかということで、十分よいと思っている。
- (佐々木委員) 事故を起こしたいと思って起こす人はいない。事故の原因も様々あると思うが、その辺を選び分けて、個によるものなのか、外的な要因のみに属するものか、会として何か欠けていたせいなのか、なぜ事故が起こってしまったのかを突き詰めて、指導していただければと思う。
- (渡邊委員) 事故が起こった場合、社会的に責任を取るということが発生することもある。事業所さんの方でも、ちゃんとやっていることを証明できるように記録を残しておいてほしい。
- (事務局) 事務局からも、事業所内の指導の体制が整っていることについて、現地確認の際に確認をしていきたい。

質疑応答(意見)を経て、福祉有償運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価、運送の形態等について、また旅客から収受する対価の変更について、協議会の協議が調ったものとするに全員異議なし。

3 報 告

令和7年度下半期福祉有償運送運行状況実績報告について

＜事務局から「報告1」により運行状況実績報告について説明＞

4 連 絡 等

（富澤委員） 運営指針1ページの運送主体（2）に団体の種別が書かれているが、2022年10月に労働者協同組合法ができ、県内でも3団体がこれに基づいて法人格を取得している。将来的に、福祉有償運送を行う労働者協同組合も出てくると思われるため、新潟市の規定においても種別に取り入れていく方向に協議していくとよいのではないかと。

（佐々木委員） 記載されている団体は法に列記されているもののため、法を超えて追加できないのではないかと。

（富澤委員） 労働者協同組合法が成立したことにより、その法も変わるのではないかと。

（会長） 法改正があった場合、新潟市は指針を確認してほしい。

（事務局） 変更登録をせずに該当者を運送していた事務所があった件で、再発防止策について追加で説明したい。今回の根本的な原因として、事業所の方々の認識不足であると認識しているが、本市としても、理解をしていただけるよう周知する部分について改善すべき点があると思っている。具体的な対策としては、必要な事務手続きについてまとめた一覧表を、年に4回ある実績報告のタイミングで周知をすることを考えている。事業所内で共有していただくとともに、手続き等で疑問があれば当課に相談をいただきたい。その旨も併せて周知していきたい。

5 閉 会

新規登録申請の相談を受けているため、第3回運営協議会を2月ごろに開催予定

《配付資料》

資料番号	内 容	備 考
	次第	
	座席表	
	新潟市福祉有償運送運営協議会規則	
	新潟市福祉有償運送運営協議会運営指針	
協議1	協議申請書類(特定非営利活動法人 こころ楽楽)	非公開
協議1(参考)	該当利用者について(特定非営利活動法人 こころ楽楽)	非公開
協議1 追加資料	協議概要(特定非営利活動法人 こころ楽楽)	
協議2	協議申請書類(一般社団法人 おでかけ)	非公開
協議2(参考)	該当利用者について(一般社団法人 おでかけ)	非公開
協議2 追加資料	協議概要(一般社団法人 おでかけ)	
協議3	協議概要(一般社団法人 おでかけ)	
協議3(参考)	協議申請書類(一般社団法人 おでかけ)	非公開
協議4	協議概要(一般社団法人 EARU パートナース)	
協議4(参考)	協議申請書類(一般社団法人 EARU パートナース)	非公開
報告1	福祉有償運送登録団体実施概要一覧・各団体実績報告書	